

# 令和7年度 ～65歳超雇用推進助成金のご案内～

## 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め  
の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上  
への継続雇用制度の導入、他社による継続  
雇用の導入のいずれかの措置を実施する  
事業主の皆様を助成します。

### 主な支給要件

- ①労働協約または就業規則で定めている定  
年年齢等を、過去最高を上回る年齢に引上  
げること
- ②定年の引上げ等の制度を規定した際に、  
専門家等に就業規則の作成等を委託し、経  
費の支出があること。また、改正前後の就業  
規則を労働基準監督署へ届け出ること
- ③1年以上継続して雇用されている60歳以上  
の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ④高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者  
雇用管理に関する措置※の実施

### 支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上  
の対象被保険者数、定年の引上げ年数に応  
じて160万円まで支給

## 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置（賃  
金制度、健康管理制度等）を実施した事業主の皆様  
を助成します。

### 支給対象となる主な措置の内容<sup>(注1)</sup>

- ①高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、  
労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導  
入
- ②法定の健康診断以外の健康管理制度（人間  
ドックまたは生活習慣病予防検診）の導入

<sup>(注1)</sup>措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約または  
就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用す  
ることが必要。

### 支給額

支給対象経費<sup>(注2)</sup>の60%（中小企業事業主以外  
は45%）

<sup>(注2)</sup>措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントと  
の相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソ  
フトウェア等の導入に要した経費（経費の額に関わらず、初回の  
申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。）

## 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働  
者を無期雇用労働者に転換させた事業主の  
皆様を助成します。

### 主な支給要件

- ①無期雇用転換計画に基づき、無期雇用労働者に  
転換していること
- ②無期雇用へ転換した労働者に転換後6ヶ月分（勤  
務した日数が11日未満の場合は除く）の賃金を支給  
していること
- ③高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇  
用管理に関する措置※を1つ以上実施し、無期雇用  
転換制度を就業規則等に規定していること
- ④雇用保険被保険者を事業主都合で離職させてい  
ないこと

### 支給額

・対象労働者1人につき30万円  
（中小企業事業主以外は23万円）

### 高齢者雇用管理に関する措置※とは

55歳以上の高齢者を対象とした、次のいずれかに該当するもの  
(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、(b)作  
業施設・方法の改善、(c)健康管理、安全衛生の配慮、(d)職域の  
拡大、(e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進、(f)賃金  
体系の見直し、(g)勤務時間制度の弾力化

[動画はこちら](#) →



★コースごとに申請受付期間が異なります。

★制度の詳細はホームページ(<https://www.jeed.go.jp>)をご覧ください。

★令和7年4月1日から、電子申請の利用を開始しました。電子申請は、インターネット上で運営  
する行政サービスの総合窓口e-Gov(イーガブ)を利用して行います。

【e-Gov(イーガブ)ポータルURL <https://www.e-gov.go.jp/>】



JEED 山口支部

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

TEL : 083-995-2050